

前橋市監査委員公表第26号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年2月28日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

## 建設部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年11月25日～令和5年1月13日

措置通知書提出日 令和5年2月10日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象所属：道路建設課】</b></p> <p><b>1 契約事務について（指摘事項）</b> (1) 契約書の作成について 土地評価業務（道建第3号）において、契約金額が50万円を超えているにもかかわらず、業務委託契約書の作成を省略し、業務委託請書を徴していた。 契約規則第19条及び第21条にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 補助金等交付事務について（要望事項）</b> (1) 補助金交付要項の見直しについて ラブリバー活動に係る運営補助金、準用河川桃ノ木川維持管理活動に係る運営補助金の交付要項において、交付の対象事業を「河川の維持管理事業」としているが、対象経費を「維持管理に関すること」としているものがあり、何が補助金の交付対象であるか不明確なものとなっていた。 補助金は公金の支出であることから、交付要項に、補助対象と認められる経費について具体的に記載し、より適切な補助金交付事務となるよう努められたい。</p> <p><b>【監査対象所属：道路管理課】</b></p> <p><b>1 債権管理事務について（指摘事項）</b> (1) 使用料の算定について 公共物使用許可申請の使用料算定において、公共物使用等に関する条例別表を適用すべきところ道路占用料徴収条例別表を適用していたため、申請者から過大に使用料を徴収しているものがあつた。 過大に徴収した使用料については、還付するとともに、公共物使用等に関する条例にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>契約規則第19条及び第21条の内容の再確認及びチェックリストの確認を徹底し、適切な事務処理を行うため、係長会議に諮り、その後係ごとに定期監査結果資料をもとにミーティングを実施し、課内周知を行った。</p> <p>補助金の対象経費については、交付申請時、決定時、請求時において、交付対象者と認識の相違が生じないようにしっかりと説明を行っているが、要望を受け、次年度の要項を制定する際は、「維持管理に関すること」という不明確な表記を改め、「除草業務費」と具体的な表記をするよう改善することとした。</p> <p>過大に徴収した使用料については、令和5年1月30日に申請者に還付した。 公共物使用許可申請の使用料算定については、道路占有システムに入力する前に、まず公共物使用等に関する条例別表で当該物件及び金額を確認し、その後当該条例にのっとり金額の入力をするよう、システム操作マニュアルに追加記載し、適正な事務処理を行うよう改善した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：東部建設事務所】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 契約書の記載事項について 道水路緊急役務業務（第7号）、道水路緊急役務業務（第44号）及び道水路緊急役務業務（第80号）の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。 契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：公園管理事務所】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 危険物の保管について 前橋こども公園作業員詰所において、ガソリンとエンジンオイルの混合液を4リットル程度のペットボトル4本で保管していた。 火災予防条例第39条第4号では「危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。」と規定していることから、同条例にのっとり、ガソリンとエンジンオイルの混合液の性質に適応した容器で保管するよう改善されたい。</p>	<p>今回の監査の指摘を受け、指摘内容を課内に周知し再確認を行った。また、道水路緊急役務業務で使用している契約書様式に記載された「契約保証金」の右に「免除」と加筆する改善を行った。 改善以降は、契約保証金に関する事項の記載を確実に行ったうえで契約を締結している。</p> <p>前橋こども公園作業員詰所におけるガソリンとエンジンオイルの混合液の保管については、火災予防条例にのっとりガソリンとエンジンオイルの混合液の性質に適応している公園管理事務所所持していた容器で保管するよう改善した。</p>